速報 令和5年度(2023年度)税制改正解説

法人課税　オープンイノベーション促進税制の拡充及び要件の見直し

1. 改正の概要

(1)趣旨・目的

スタートアップ企業の出口として、既存企業によるM&Aを後押しするため、スタートアップ企業の成長に資するものに限定した上で、既存発行株式を購入により取得した場合もオープンイノベーション促進税制の適用対象とする改正が行われる。加えて、新規発行となる出資を対象とする既存の制度も継続の上、一部要件の見直しが行われる。

(2)制度の全体像(改正前)

対象法人から一定のスタートアップ企業に対する出資について、その投資額の25%相当額を特別勘定として経理処理することで同額の所得控除(損金算入)ができる制度である。なお、株式の取得日から3年以内に出資した株式の売却等を行った場合には、対応する部分の金額を益金に算入する仕組みとなる。

【イメージ図】

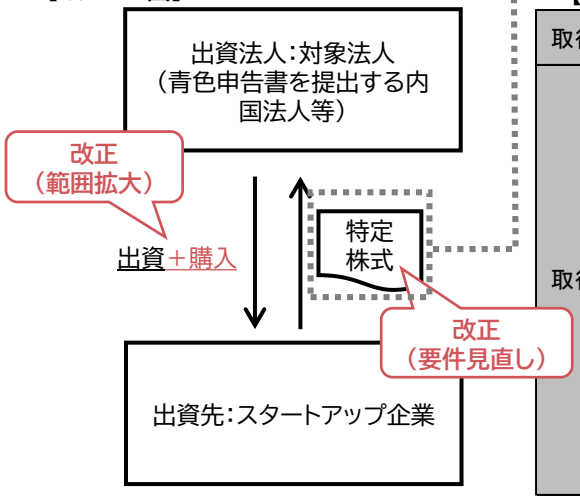

【事業会社における特定株式の取り扱い】

取得時	投資額の25%相当額の所得控除(損金算入)
取得後	株式の取得日から3年以内に売却等をした場合には、対応する部分の金額を益金算入

株式の取得日

1年目	2年目	3年目	4年目以降
×【益金算入事由】 ・経済産業大臣の証明がされない場合 ・株式を有しないこととなった場合 ・配当を受けた場合 等			左記事由に該当した場合でも益金算入されない

益金算入対象期間

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものですが、弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。
2023年00月00日 Discussion Purpose Only / Internal Use Only / 記載なし DRAFT / 記載なし Strictly Private & Confidential
© 2023 Yamada & Partners

（3）経済産業大臣の証明書交付に係る申請手続きの流れ（改正前）

オープンイノベーション促進税制の適用にあたっては、経済産業大臣による証明書の交付を受ける必要がある。交付申請手続きは事業年度末日の60日前～30日後に行うことができるが証明書の交付まで最長60日を要し、かつ、法人税申告書に証明書の添付が必要となることから早めに対応することが望ましい。

手続きの流れ

相談から30日以内に回答 → 経済産業省への事前相談※1

→ スタートアップ企業への出資

相談から30日以内に回答 → 経済産業省への事前相談※1

事業年度末日の60日前～30日後 → 経済産業大臣への証明書交付申請

申請から60日以内に交付 → 経済産業大臣による証明書の交付

→ 税務申告

株式取得日から３年※2経過するまで、毎事業年度末に継続証明書交付申請を行う

主な提出書類

１．案件概要スライド（事前相談・本申請）

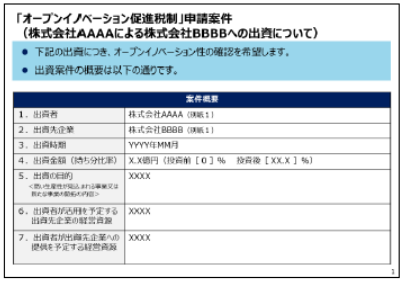

「オープンイノベーション促進税制」申請案件
（株式会社AAAAによる株式会社BBBBへの出資について）

- 下記の出資につき、オープンイノベーション性の確認を希望します。
- 出資案件の概要は以下の通りです。

案件概要	
1．出資者	株式会社AAAA（別紙１）
2．出資先企業	株式会社BBBB（別紙１）
3．出資時期	YYYY年MM月
4．出資金額（持ち分比率）	X,X億円（投資前［０］％　投資後［XX.X］％）
5．出資の目的	XXXX
6．出資者が活用を予定する出資先企業の経営資源	XXXX
7．出資者が出資先企業への提供を予定する経営資源	XXXX

２．別表（本申請）

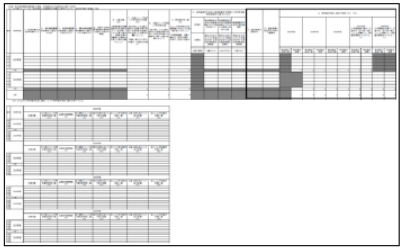

※１：事前相談は任意ですが、証明書交付申請の円滑化のためお勧めしております。なお、出資前の相談・出資後の相談のいずれも可能です。
※２：令和４年３月３１日までに取得する株式は５年。

出典:経済産業省「オープンイノベーション促進税制申請手続きの流れ」を加工

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものですが、弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

2023年00月00日 | Discussion Purpose Only / Internal Use Only / 記載なし | DRAFT / 記載なし | Strictly Private & Confidential

© 2023 Yamada & Partners

速報 令和5年度（2023年度）税制改正解説

（4）特定株式の取得要件の拡充

特定株式の取得要件について、改正前は資本金の増加を伴う現金による出資に限られていたが、既存発行株式の購入による取得も対象とする改正が行われる。

【各要件の比較】

内容	改正後の対象範囲	
	改正前の対象範囲	
	現金の払込みによる出資（既存の制度）	既存発行株式の購入による取得（改正により拡充）
対象株式	資本金の増加を伴う現金による出資をした株式 （新規発行株式）	発行法人以外の者から購入により取得した株式 （既存発行株式）
投資金額の下限と上限	【下限】 ・対象法人が大企業の場合には、1億円以上 ・対象法人が中小企業者の場合には　1,000万円以上 ※スタートアップ企業が外国法人の場合には、5億円以上 【上限】 50億円（改正前：100億円）	【下限】 ・対象法人が大企業・中小企業問わず5億円以上 ※スタートアップ企業が外国法人の場合には、対象外 【上限】 200億円
出資又は取得後の議決権割合	要件なし	過半数を有すること
保有見込期間	3年	5年
特定事業活動を継続する期間	3年	5年
経済産業大臣の証明	必要	必要 （株式の取得時にスタートアップ企業が営んでいた事業を引き続き営んでいること等の要件追加）
出資等の目的	純出資等を目的とする出資でないこと	左記同様
併用制限	要件なし	2023年（令和5年）4月1日以後に「現金の払込みによる出資」を行い本税制の適用を受けた後にそのスタートアップ企業の株式を取得する場合は対象外とする

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものですが、弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。
2023年00月00日 Discussion Purpose Only / Internal Use Only / 記載なし DRAFT / 記載なし Strictly Private & Confidential
© 2023 Yamada & Partners

（5）「既存発行株式の購入による取得」をした場合における特別勘定の取崩し事由

既存発行株式の購入時に経理処理した特別勘定は、設定後、一定の事由に該当した場合には取崩し、対応する金額を益金に算入する仕組みとなる（既存の制度のように一定期間経過後は益金算入が不要となる仕組みではない）。取崩し事由については、既存の制度を準用しつつ、一部見直す改正が行われる。

【益金算入対象期間の取扱いの比較】

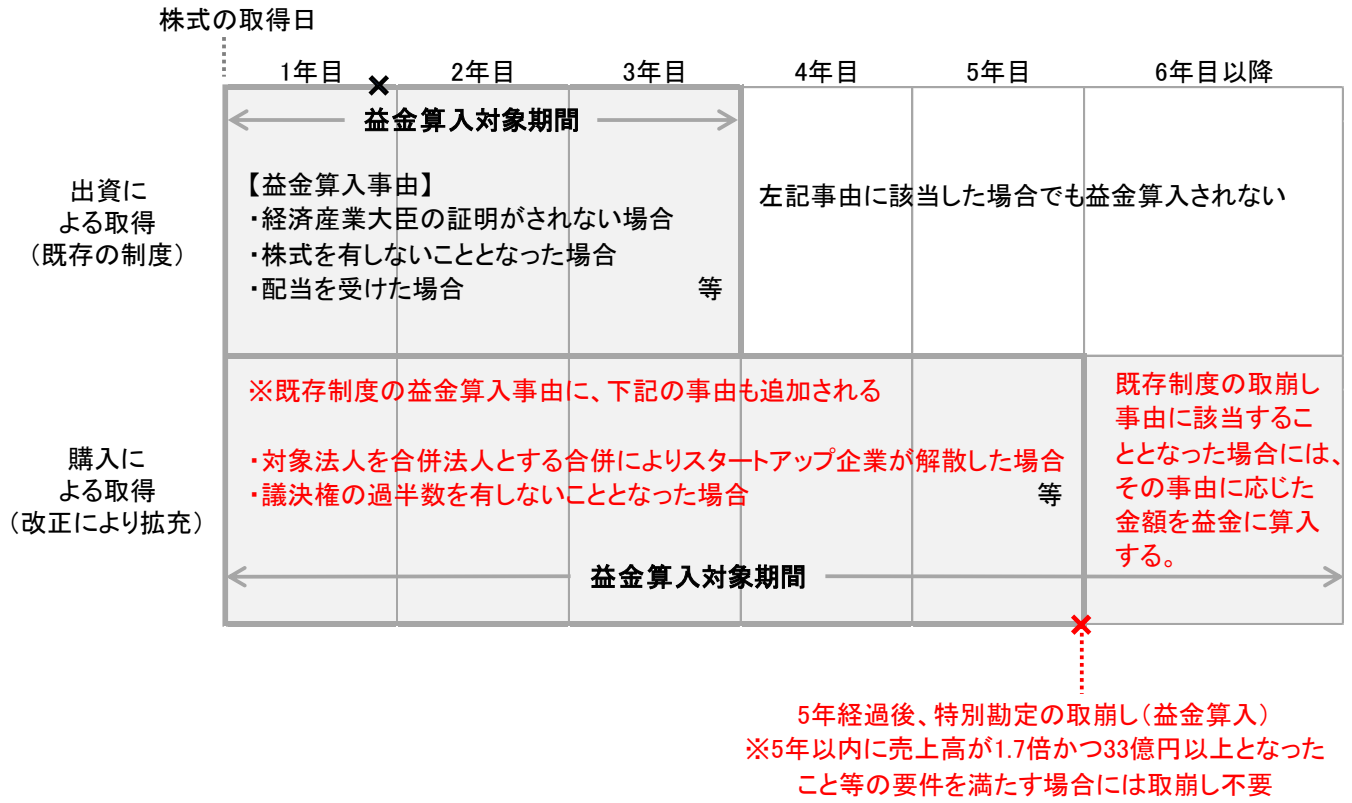

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものですが、弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

2023年00月00日 Discussion Purpose Only / Internal Use Only / 記載なし DRAFT / 記載なし Strictly Private & Confidential

© 2023 Yamada & Partners

（6）「現金の払込みによる出資」をした特定株式の取得価額の上限の見直し ※既存制度の見直し

資本金の増加を伴う現金による出資をした特定株式の取得価額の上限を50億円（改正前：100億円）に引き下げる見直しが行われる。

（7）スタートアップ企業に対する出資要件の見直し ※既存制度の見直し

対象法人が既にその総株主の議決権の過半数の株式を有しているスタートアップ企業に対する出資を対象から除外するなど一定の見直しが行われる。

※改正の影響を受ける具体例

【スタートアップ企業の株式及び議決権の状況】

株主	発行済株式数		議決権数	
	株数	割合	議決権数	割合
A社	40株	40%	40	67%
B社	20株	20%	20	33%
個人X	40株	40%	0	0%
計	100株	100%	60	100%

【A社が追加出資をする場合】

■改正前の取扱い →発行済株式の割合のみで判定

既に50%を超える株式数を保有しているスタートアップ企業に対する追加出資は本税制の適用対象外となるが、A社の株式の保有割合は40%であるため、本税制の適用対象となる。

■改正後の取扱い →議決権割合の判定も追加

A社の議決権割合は67%であり、議決権の過半数を有しているため、本税制の適用対象とならない。

2. 適用時期

大綱に記載なし

3. 実務上の留意点

既存発行株式の購入による取得（いわゆるM&A）も制度の対象となり、適用範囲は拡大するが、既存の制度のように一定期間経過後に益金算入が不要となる仕組みではなく、一定期間経過後も取崩し事由に該当しないことで損金算入効果が継続する点に留意が必要となる。

4. 今後の注目点

大綱に記載されているその他所要の措置の内容

本資料は、現在弊社が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものですが、弊社は、その資料及び情報に関する信憑性、正確さを独自に確認していません。本資料において一定の仮定を用いた試算を行っている場合、その試算結果は仮定に基づいた概算であるため、別途詳細な検討が必要です。本資料は貴社内での参考資料としてのご利用を目的として作成したものであり、他の目的で利用されること、本資料の貴社外でのご利用もしくは第三者への開示がなされることのないようお願い申し上げます。

2023年00月00日 Discussion Purpose Only / Internal Use Only / 記載なし DRAFT / 記載なし Strictly Private & Confidential

© 2023 Yamada & Partners